

平成 29 年（2017 年）6 月 12 日
少子高齢化対策調査特別委員会資料
子ども教育部子ども家庭支援センター

児童相談所の設置に向けた検討状況について

児童虐待の現状を踏まえ、よりきめ細やかな対応が求められていることから、平成 28 年 5 月の児童福祉法の改正では、身近な地域における児童相談所の設置を促進するため、特別区が児童相談所を設置できるよう規定が盛り込まれた。区としては、児童虐待対応等の機能強化を図るため、以下のとおり児童相談所機能の設置に向けた検討を進めているところである。

1 児童相談所設置に向けた任用資格を有する職員の確保・育成

（1）職員配置の考え方

児童相談所機能に必要な専門職等の配置については、児童福祉法及び同施行令の規定による基準を基本としつつ、区が設置する児童相談所として、複雑化する虐待事例へのよりきめ細やかな対応、地域の資源と連携した総合的な支援の強化、法的対応を視野に入れた専門的・段階的アプローチの実施等を確実に図ることのできる体制を確保する。

専門職については、児童福祉司を 13 名程度（スーパーバイザー含む）、児童心理司を 6 名程度（スーパーバイザー含む）とし、配置数とともに、対応の質の確保についても検討を進めていく。

（2）児童福祉司の人材確保・育成

ア 人材確保

児童福祉司は、既存の区業務において任用資格取得が可能であることから、区職員の人事異動により対応するほか、社会福祉士等の有資格者の経験者採用を活用する。

イ 人材育成

子ども家庭支援センターワーカー経験、児童相談所への派遣研修、エキスパート職員制度の活用、援助スキル向上、面接技術、法的対応、少年事件、情報開示等にかかる都・特別区の専門研修の受講等により多角的にスキル向上を図る。

（3）児童心理司の人材確保・育成

ア 人材確保

任用資格を有する者を計画的に採用する。なお、採用の際には、できる限り児童等にかかる心理相談の経験を有する者を確保する。

イ 人材育成

児童相談所への派遣研修を基本とし、援助スキル向上、面接技術、法的

対応、少年事件、情報開示等にかかる都・特別区の専門研修の受講によりスキル向上を図る。

加えて、区内地域資源の把握、顔と顔の見える関係づくりを進めるため、子ども家庭支援センターウォーカー経験を確保する。

(4) 児童相談所長の人材確保・育成

ア 人材確保

区職員の中から任用資格を有する者を計画的に配置する。

イ 人材育成

子ども家庭支援センター所長、児童相談所への派遣を経ることで、(仮称) 総合子どもセンターにおける事業スキーム等の最終調整を図る人材を育成していく。

(5) その他

児童相談所設置準備にかかる都協議も含めた各課題の調整や例規整備等の具体的な手続きに向け、児童相談所設置準備担当の計画的な職員配置を図る。

また、あわせて児童相談所OB等を専門非常勤として配置し、OJTを充実する。

2 これまでの検討状況

(1) 特別区における検討状況

平成28年7月、児童福祉法の改正を受けて、特別区における児童相談所の移管準備を進めるため、関係部課長会との連絡調整、東京都との協議、課題整理、全体のロードマップに関する事項を所掌する、特別区児童相談所移管準備連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）が設置された。

平成28年12月、東京都から特別区の児童相談所設置計画にかかる確認の進め方について、設置希望区一括での人材育成への対応が困難であることから、2～3区についてモデル的に対応し、その調整状況について、適宜他の設置希望区にフォードバックするといった提案がなされた。

この提案に対し、特別区は、東京都に対し、児童相談所設置予定期が最も早い3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）について設置計画案の速やかな確認作業を実施するとともに、対象区の拡大、必要な事項に関する協議の場の設置、情報提供、人材確保について要請した。

平成29年4月、東京都から、特別区の児童相談所設置計画の確認の進め方等について、上記3区が提出した計画案の確認作業を優先的に実施するとともに、その調整状況等を他区へ還元していく旨回答があった。

(2) 中野区における検討状況

区では、第三中学校・第十中学校の統合新校に併設する（仮称）総合子どもセンターに児童相談所機能を設置することとし、一時保護所、社会的養護、

要保護児童対策地域協議会の強化、児童相談所設置市の事務等について検討を進めているところである。

3 区民団体等への情報提供

児童相談所の設置については、これまでも、(仮称) 総合子どもセンター整備に伴う説明会や中野区要保護児童対策地域協議会等を通して説明してきたところであるが、町会や民生児童委員協議会等の区民団体等へも情報提供し、児童相談所設置にかかる理解促進、機運醸成を図る。

4 今後の検討スケジュール

次のとおり検討を進める。なお、今後、特別区としての検討や、国、東京都との協議の進捗に合わせて内容の調整を図る。

平成 29・30 年度

- ✧ 一時保護所設置の考え方の整理、施設確保策の検討・整理
- ✧ 一時保護所の相互利用等広域調整の検討
- ✧ 専門職の計画的配置・採用・育成、児童相談所への派遣研修継続
- ✧ 社会的養護（児童養護施設・里親等）の考え方と広域調整の検討
- ✧ 児童相談所設置市事務実施体制の検討・整理
- ✧ 国・東京都との協議

平成 31・32 年度

- ✧ 児童相談所設置市の政令指定手続き、条例等例規整備
- ✧ 児童相談所業務・ケースの引継、児童相談所設置市事務の引継

平成 33 年度

- ✧ (仮称) 総合子どもセンター 開所
(児童相談所機能含む)